

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

## 鳥取県教育委員会規則第2号

### 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条の規定による指定を受けた団体をいう。)として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(内部組織及び分掌事務)

第3条 史跡公園に、総務係及び調査整備係を置く。

2 係の事務分掌は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(職制)

第4条 史跡公園に所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、史跡公園に次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第5条 史跡公園の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類は、事務職員とする。

2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、主幹、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。

(職員の事務分担)

第6条 職員の事務分担は、所長が定める。

2 所長は、職員の事務分担を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(利用の申込み等)

第7条 条例第6条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

(行為の許可の申請)

第8条 条例第10条第1項第3号又は第6号の許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用許可又は行為の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可に係る利用又は行為が条例第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 利用若しくは行為の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

- (4) 利用許可又は行為の許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為の許可を受けたとき。
- (6) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の減免)

第10条 史跡公園の使用料の減免を受けようとする者は、様式第4号による減免申請書を所長に提出しなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第11条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第12条 条例第4条第2項、同条第3項、第5条第2項、同条第3項、第6条、第10条第1項第3号及び第6号、同条第3項並びに第11条に規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

2 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書	
<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊞</span> (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名</p> <p style="margin-top: 20px;">鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。 申請に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。</p>	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集 合 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 有 無	有                      無

冷 暖 房 使 用 の 有 無	有 無
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を で囲むこと。
- 3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

様式第2号（第8条関係）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
	申請者 住所 氏名 ⑩ (法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。 申請に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。	
行 為 の 種 類	竹木の伐採 ・ 植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 の 着 手 及 び 完 了 予 定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行 為 の 施 行 工 法	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可を受けたい行為の種類を で囲むこと。

3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

様式第3号（第8条関係）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。 申請に当たっては、裏面記載の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、同条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となるべき事項	

注

1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

様式第4号（第10条関係）

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設使用料減免申請書
-------------------------

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

㊟

(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次の施設の利用について、使用料の減免を申請します。

利 用 す る 施 設	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 料	
減 免 申 請 の 理 由	